随意契約（プロポーザル等を除く）一覧表（建築都市局分）（令和7年2月分）

別紙3

No.	担当課	問合せ先（直通）	業務名	契約業者名	契約金額（税込）（円）	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の種別	備考
1	都市整備部中百舌鳥・拠点整備担当	340-0389	JR津久野駅東西自由通路整備に係る調査検討業務	ジェイアール西日本コンサルタンツ（株）	8,745,000	R7.2.21	JR津久野駅周辺では、駅東西の往来環境改善等の様々な課題があり、今後、都市機能の更新を進めていく中で、課題解決のひとつである既存柵内コンコースの自由通路化について、構造上や安全上、駅機能の維持等の観点から検討する必要がある。 本業務を履行するには、西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR西日本」という。）の下記排他的権利等の使用が必要となるため、ジェイアール西日本コンサルタンツ株式会社以外では、本業務の実施にあたり必要な駅舎やレール、またそれに付随する配線や支障物等の情報といったJR西日本の排他的権利を使用できず、上記の検討を行うことができないことから、契約の性質及び目的が競争入札に適さない。 以上のことから、本業務を適正に履行できるものは、JR西日本の排他的権利等を使用できるジェイアール西日本コンサルタンツ株式会社以外に無いため、当該事業者と随意契約を行うものである。 <ジェイアール西日本コンサルタンツ株式会社のみが使用できるJR西日本の排他的権利等について> ・JR西日本が所有する財産（土地、建物、線路、改札機等）や駅業務を行っている建物内の立ち入り調査を行うに当たり、JR西日本から調査の実施を認められること。 ・JR津久野駅周辺における往来環境の課題解決に向けて、駅構内の既存設備の配置や移設の可否などを把握する必要があり、駅舎、プラットホーム、電気設備、改札機、券売機等といった運営や建設物等に関するJR西日本の秘密情報やJR西日本の著作権に関わる図面等の貸与の協力が受けられること。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）	1者随契	
2									
3									
4									
5									